

(参照条文)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号） 抄

（任命権者等）

第三十一条 （略）

2～4 （略）

- 5 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣）が定める。

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号） 抄

（選考による採用）

第二十三条 （略）

2 （略）

- 3 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、防衛大臣が定める。

（雑則）

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）

第4条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に指示する。

○元自衛官の再任用の実施要領について（通知）（次発人1第17号 37.2.8）

第11 その他

1 （略）

- 2 前項に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、各幕僚長の定めるところによる。